

令和元年度修了考査受験案内

日本公認会計士協会
修了考査運営委員会

- 願書配付期間 令和元年10月8日(火)から10月29日(火)まで
- 願書配付方法 願書は、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載いたしますので、各自でダウンロードし、A4用紙(JIS規格)に印刷してください(紙での配付は行いません)。
- 願書受付期間 令和元年10月15日(火)から10月29日(火)まで(期限厳守・締切日の消印有効)
願書の受付は、郵便局の簡易書留(又は書留)にて発送されたものに限ります。
- (注) 消印の日付が受付期間内であるもののみ受理します。受付期間外の日付の消印が押印された受験願書は受理しません。その他の注意事項は、受験願書用紙とともにウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。
- (注) 海外から願書を送付する場合は、10月29日(火)17時までに協会に必着したものに限ります。
- ※受験時特別措置受付期間 令和元年6月11日(火)から10月11日(金)まで(期限厳守・締切日の消印有効)
- 願書提出方法 「日本公認会計士協会研修グループ」宛に、必ず郵便局の窓口で「簡易書留(又は書留)」扱いで角形2号封筒に入れて発送してください(A4用紙(JIS規格)以外に印刷された願書及び折り曲げた願書は受付できませんので、ご注意ください)。
- (注) 願書を直接持参しても受理できませんので、早めに発送してください。
- 受験手数料 28,000円(10月29日(火)までに着金がない場合は、受験できません。)
- 受験票発送時期 受験票は令和元年11月21日(木)に発送予定です。
- 試験日程
- | (試験日) | (着席時刻) | (試験時間) | (試験科目) |
|---------------|--------|-------------|------------------------------------|
| 令和元年12月14日(土) | 9:30 | 10:00~13:00 | 会計に関する理論及び実務 |
| | 14:15 | 14:30~17:30 | 監査に関する理論及び実務 |
| 令和元年12月15日(日) | 9:30 | 10:00~13:00 | 税に関する理論及び実務 |
| | 14:15 | 14:30~16:30 | 経営に関する理論及び実務
(コンピュータに関する理論を含む。) |
| | 17:15 | 17:30~18:30 | 公認会計士の業務に関する法規
及び職業倫理 |
- ※着席時刻から試験開始時刻まで、原則として離席(トイレ等含む)を認めません。
- ※各会場の開場時間は、8:30です。
- ※2日目試験終了後にアンケートを実施しますので、鉛筆又はシャープペンシルをお持ちください。
- 合格発表 令和2年4月3日(金)(予定)

1. 受験資格

- (1) 平成18年以降の公認会計士試験合格者で、修了考査受験の要件を満たしている者は修了考査を受験することができます。
- (2) 平成17年以前の公認会計士試験第2次試験合格者で、修了試験受験の要件を満たしている者は修了考査を受験することができます。
- なお、(2)に該当する者については、修了考査に合格することをもって修了試験に合格したものとみなします。
- また、修了考査受験の要件は実務補習規則第7条第2項に定められています。

2. 試験の実施

(1) 試験科目

試験は、次の5科目について筆記の方法により行います。

① 会計に関する理論及び実務

(目的及び出題方針)

実務としての会計業務に必要とされる専門的応用能力を修得しているかどうかの確認を行うことを目的とし、我が国における会計に関する理論及び実務全般について出題します。

(出題に関する基準・出題項目等)

企業会計審議会が設定した企業会計に関する原則、基準、取扱い
企業会計基準委員会が設定した会計基準、適用指針、実務対応報告
金融商品取引法に基づく会計に関する関連法規、ガイドライン
会社法に基づく会計に関する関連法規
日本公認会計士協会会計制度委員会報告 等

(試験時間) 3時間

(問題数) 大問2問(小問等を設ける場合があります。)

(配点) 300点

② 監査に関する理論及び実務

(目的及び出題方針)

実務としての監査業務に必要とされる専門的応用能力を修得しているかどうかの確認を行うことを目的とし、我が国における監査に関する理論及び実務全般について出題します。

(出題に関する基準・出題項目等)

監査基準、中間監査基準、四半期レビュー基準、不正リスク対応基準、
監査に関する品質管理基準、財務報告に係る内部統制基準・実施基準
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令・同ガイドライン
会社法に基づく監査に関する関連法規
日本公認会計士協会監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会報告、
品質管理基準委員会報告書、IT委員会報告 等

(試験時間) 3時間

(問題数) 大問2問(小問等を設ける場合があります。)

(配点) 300点

③ 税に関する理論及び実務

(目的及び出題方針)

公認会計士が行う業務で必要とされる税に関する専門的応用能力を修得しているかどうかの確認を行うことを目的とし、我が国における税に関する理論及び実務全般について出題します。

(出題に関する基準・出題項目等)

法人税に関する理論及び実務
所得税に関する理論及び実務
消費税に関する理論及び実務
相続税に関する理論及び実務
地方税に関する理論及び実務
その他の公認会計士が行う業務で必要とされる税に関する理論及び実務 等

(試験時間) 3時間

(問題数) 大問2問(小問等を設ける場合があります。)

(配点) 300点

④ 経営に関する理論及び実務(コンピュータに関する理論を含む。)

(目的及び出題方針)

ビジネスに関する専門知識及び法令による企業に対する規制に関する専門知識を修得しているかどうか、並びにこれらの専門知識を活用した監査実務への対応能力を修得しているかどうかの確認を行うことを目的に出題します。

(出題に関する基準・出題項目等)

財務分析を中心とした企業分析の実務

企業評価の実務

企業におけるリスク管理

企業におけるITの利用及びIT委員会報告

金融商品取引法による企業に関する規制

会社法による企業に関する規制 等

(試験時間) 2時間

(問題数) 大問2問(小問等を設ける場合があります。)

(配点) 200点

⑤ 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

(目的及び出題方針)

公認会計士が行う業務で必要とされる職業倫理等の規制及び法令による公認会計士に対する規制を修得しているかどうかの確認を行うことを目的に出題します。

(出題に関する基準・出題項目等)

公認会計士法、同施行令、同施行規則

日本公認会計士協会会則、倫理規則、独立性・職業倫理に関連する指針

金融商品取引法による監査人に関する規制

会社法による監査人に関する規制 等

(試験時間) 1時間

(問題数) 大問2問(小問等を設ける場合があります。)

(配点) 100点

(2) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、令和元年8月1日(木)現在施行のものとしします。

(3) 合格基準

合格基準は、総点数の60%を基準として、修了考査運営委員会が相当と認めた得点比率としします。

ただし、満点の40%に満たない科目が1科目でもある者は、不合格となる場合があります。

3. 受験願書用紙の配付

受験願書用紙は、令和元年10月8日(火)から10月29日(火)の間、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載します。各自ダウンロードし、A4用紙(JIS規格)に印刷してください。

併せて受験願書の記入及び提出等に関する注意事項を受験願書用紙掲載時にウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認ください。

4. 受験手続

- (1) 受験地は、東京都、愛知県、大阪府、福岡県とします。受験願書提出時は受験地のみ選択できます。
なお、受験願書提出後の受験地の変更は認めません。

東京都 試験会場 新宿区大久保 3-8-2 ベルサール高田馬場
愛知県 試験会場 名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィンクあいち
大阪府 試験会場 大阪市北区錦町 2-21 天満研修センター
福岡県 試験会場 福岡市中央区天神 2-12-1 天神ビル

※ 試験会場の具体的な試験室等は受験票に記載し、お知らせします。
※ 上記東京会場の受験可能人数を超過した場合は、公認会計士会館を使用し、2会場で実施します。

- (2) 受験願書は、所要事項を漏れなく記載の上、下記5. に掲げる書類を添付し、研修グループ宛てに、必ず角形2号封筒に「折り曲げ厳禁」と記載し、郵便局の窓口で「簡易書留(又は書留)」扱いにして発送してください(A4用紙(JIS規格)以外に印刷された願書及び折り曲げた願書は受付できません。)

■送付先住所

〒102-8264 東京都千代田区九段南 4-4-1 公認会計士会館
日本公認会計士協会 研修グループ 修了考查担当 宛

- (3) 受験時に特別措置を希望する者は、受験願書のほかに「修了考查における受験時特別措置申出書」及び「医師の診断書」等を令和元年10月11日(金)(消印有効)までに簡易書留(又は書留)にて提出してください。特別措置の取扱いは、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載しています。

※ 特別措置申出書等の提出期限は、受験願書受付期間と異なりますのでご注意ください。

- (4) 受験手数料は、28,000円です。受験願書受付期間内(令和元年10月15日(火)から10月29日(火))までに銀行振込により納付してください。10月29日までに着金がない場合は、受験できません。

■振込先(振込手数料各自負担)

銀行名：みずほ銀行
支店名：市ヶ谷支店
口座種別：普通
口座番号：2345536
口座名義：ニホンウニカイイシキョウカイ

※ご依頼人の氏名欄には、以下のとおり入力してください。

補習生カード番号+氏名 例) 201711111 ニホンタロウ

※ 振込受付票は提出不要です。受験票が届くまで各自大切に保管してください。

- (5) 写真は、出願前3か月以内に撮影した脱帽、正面向き、無地の背景で上半身を写した鮮明なものを使用してください(カラー、白黒は問いません)。写真の大きさは縦4.5cm、横3.5cm(パスポート用写真の規格と同一)とし、写真の裏面には氏名を記入し、受験願書の所定の枠内にしっかりと貼ってください。なお、規定の大きさでないもの、不鮮明なもの、人物が小さいもの等受験写真として不適当なものは受理できません(受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影した写真を使用すること)。
- (6) 受験願書、受験手数料及び添付書類に不備があるものは受理できません。受験案内及び受験願書の記載例をよく読み、誤りや漏れがないよう注意してください。
- (7) 受理した受験願書及び受験手数料は、受験申込みを取り消した場合や受験しなかった場合でも返還しません。修了考查運営委員会が受験手数料の返還を認める場合に限り、振込手数料等を差し引いた金額を返還します。
- (8) 受験票は、令和元年11月21日(木)に普通郵便で発送予定です。11月26日(火)を過ぎても受験票が届かない場合は、12月4日(水)までに日本公認会計士協会研修グループ宛てに問い合わせてください。受験票は、合格発表まで紛失しないように注意してください。

5. 受験願書の添付書類

受験願書に次の書類を添付してください（再受験の方は提出不要）。

- ・修了考査受験要件証明書（所属する実務補習機関（一般財団法人 会計教育研修機構）又は実務補習団体（監査法人等）が発行する書類）

※ 修了考査受験要件証明書は、10月中旬に会計教育研修機構の取得単位確認システムからダウンロードできます（過年度受験資格取得者は、以下の問合せ先に連絡してください）。

【修了考査受験要件証明書に関する問合せ先】 一般財団法人会計教育研修機構 実務補習グループ
TEL03-3510-7862 平日9時～17時まで

6. 受験時の注意事項等

- (1) 修了考査は、各会場の試験監督者の指示に従って受験してください。試験監督者の指示に従わない場合は、不正行為とみなすことがあります。
- (2) 周囲に迷惑をかけるなど、適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- (3) 修了考査受験時の服装は自由です。ただし、周囲に迷惑をかける服装は認めません。
- (4) 着席時刻までに着席していない者については受験を認めません。各科目の試験開始前に試験問題の配付、本人確認及び注意事項等について説明を行いますので、着席時刻までに必ず着席してください。着席時刻までに着席していなかった等により、受験が認められない科目が一科目でもあった場合、当該科目以降の試験の受験を認めません。
- (5) 受験票を所持しない者の受験は認めません。試験当日に受験票を忘れた場合は、受験票の再発行が必要になります。試験中は試験監督者に見えるように机上の受験番号シールの横に置いてください。
- (6) 試験中に日常的な生活騒音等（試験官の巡回による足音や監督業務上必要な打合せ等による話し声のほか、航空機、自動車、風雨、空調、周囲の受験者の咳、くしゃみ及び鼻をすする等の音、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行いません。
- (7) 試験時間が120分以上の科目は、試験開始60分経過後から試験終了10分前までの間、答案用紙を提出した上で中途退室することができます。なお、退室する際は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示の上、試験監督者の指示に従ってください。
- (8) 試験終了後、試験場全体の答案用紙の確認が完了するまで、試験室からの退室はできません。試験監督者が指示するまで絶対に席を立たないでください。
- (9) 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってください。携帯電話等を時計として使用することも禁止します。試験中に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- (10) 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル（外部から中身が視認可能なもの）600ml以下のもの1本に限り試験中に机の上に置くことを認めます（ペットボトルカバーの使用不可）。また、これ以外の試験中の飲食は禁止しますが、のど飴（医薬品・医薬部外品に限る）に限り、試験監督者の確認を経た上で摂取を認めます。
- (11) 試験中、耳栓の使用は認めますが、試験開始前・試験終了後の使用は認めません。また、耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らしても、再度の説明等は一切行いません。
- (12) ハンカチ又はタオルハンカチ（30cm×30cm以内）、ひざかけ及びカイロの使用は、試験監督者の確認を経た上で認めます。また、コート等をひざかけに使用する場合は、ポケット等の中身を全てカバン等にしまい、試験監督者の確認を経た上で認めます。
- (13) 試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いてください。机の上に置かず椅子や机の下等に置いていた場合は、不正行為とみなすことがあります。

- (14) 答案用紙には、所定の欄に受験番号が印字されています。印字されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認してください。答案用紙に氏名等は一切記入してはいけません。
- (15) 試験中は、次のものが使用できます。これ以外のものは全てカバン等にしまい、足下に置いてください（衣服のポケット等には何も入れないでください）。カバン等は、使用できないものを全て収納することができ、口が閉まるもの、床の上に置いてよいものを使用してください。試験中、試験監督者が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。以下の使用を認められているもの以外のものを机に出している場合は、不正行為とみなすことがあります。

① 筆記用具

黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。）及び修正液（修正テープ）

試験問題への記入に限り、鉛筆（色鉛筆含む）・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用を認めます。黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。

② その他のもの

定規、ホッチキス、下敷き（あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。）、腕時計（通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。試験室内に掛け時計等を設置していない場合もあるため各自留意すること。）、算盤（持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は不可。）又は電卓（次のイからニの各条件に該当するもの1台に限る。）

イ 音（音階、音声等）を発しないもの

ロ 電源内蔵式で、紙に記録する機能、プログラム入力又はプログラム記憶機能、いわゆる関数電卓機能及び漢字・カナ・英字入力機能のいずれも有しないもの

ハ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの

ニ 外形寸法がおおむね次の大きさを超えないもの 20 cm×20 cm×5 cm

(注) 以下の機能は、上記イ～ニの機能に該当しないため、試験場での使用を認めます。

カウンター付演算状態表示機能、計算続行機能、アンサーチェック機能、税計算機能、日数・時間計算機能、換算機能、オートレビュー機能、キーロールオーバー（早打ち）機能

※ 上記基準に適合するかどうかは、試験監督者が試験会場においてこれを判定し、適合しないものは、その使用を禁止します。電卓の使用を禁止した場合、代替の電卓は貸与しません。

(16) 試験問題は試験終了後又は中途退室時に持ち帰ることを認めます。

(17) 不正行為（カンニング等）を行った者には直ちに退出を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考査の受験が禁止されます。

7. 合格発表

(1) 合格発表は、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載することにより行います（掲載予定時刻 合格発表日の午前9:00）。合格発表に氏名非公表を希望する場合は、受験願書にて申請してください。また、合格者には合格証書を郵送します。

(2) 修了考査受験後に、住所等に変更があった場合は、日本公認会計士協会研修グループに必ず届け出てください。

【試験に関する問い合わせ先】

日本公認会計士協会 研修グループ TEL03-3515-1125 平日9時～17時まで(12時～13時を除く)

以上